

① 件名
固定資産税及び都市計画税の不均一課税、課税免除期間の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】                  原子力発電施設等立地地域における振興、過疎地域における自立促進、産業集積地域における企業立地の促進及び復興産業集積区域内における被災事業所再建等を図るため、指定区域内において新たに進出した企業等が、一定条件を満たす固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得した場合、条例により固定資産税又は都市計画税の不均一課税、課税免除を適用している。</p> <p>今回「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」が平成29年4月1日施行されたことにより、それぞれ延長の措置が講じられることになった。</p> <p>【目的】                  関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>1 原発法関係                  (1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年12月8日号外法律第148号）                  (2) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成17年4月1日条例第58号）</p> <p>2 過疎法関係                  (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日号外法律第15号）                  (2) 石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年4月1日条例第62号）</p> <p>3 企業立地促進法関係                  (1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年5月11日号外法律第40号）                  (2) 石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年6月24日条例第25号）</p> <p>4 復興特区法関係                  (1) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月14日号外法律第122号）                  (2) 石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例（平成24年12月25日条例第38号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成29年3月31日 山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令 公布                  （平成29年4月1日 施行）                  原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分                  （平成29年4月1日 施行）</p>

### ⑤ 主な内容

新設又は増設された施設等の取得の際に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税、課税免除の期間を、下記のとおり延長するもの。

区 分	改正前	改正後	備考
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例	平成 29 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	2 年延長
石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例	平成 29 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	2 年延長
石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例	平成 29 年 3 月 31 日	平成 30 年 3 月 31 日	1 年延長
石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例	平成 29 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	2 年延長

### ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

#### 【影響・効果】

指定区域内において、企業立地の促進や設備投資、加えて震災による被災事業所の再建等が図られる。

なお、不均一課税や課税免除による減収は、原発法・過疎法・企業立地促進法関係は普通地方交付税で、復興特区法関係は震災復興特別交付税で補填される。

※平成 28 年度課税免除実績 105 件 固定資産税 3 億 2,300 万円  
都市計画税 1,500 万円

### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

指定区域を有する市町村は同様に改正する。  
復興特区法関係は各市町村により対応が異なる。

### ⑧ 今後の予定及び施行年月日

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

### ⑨ その他